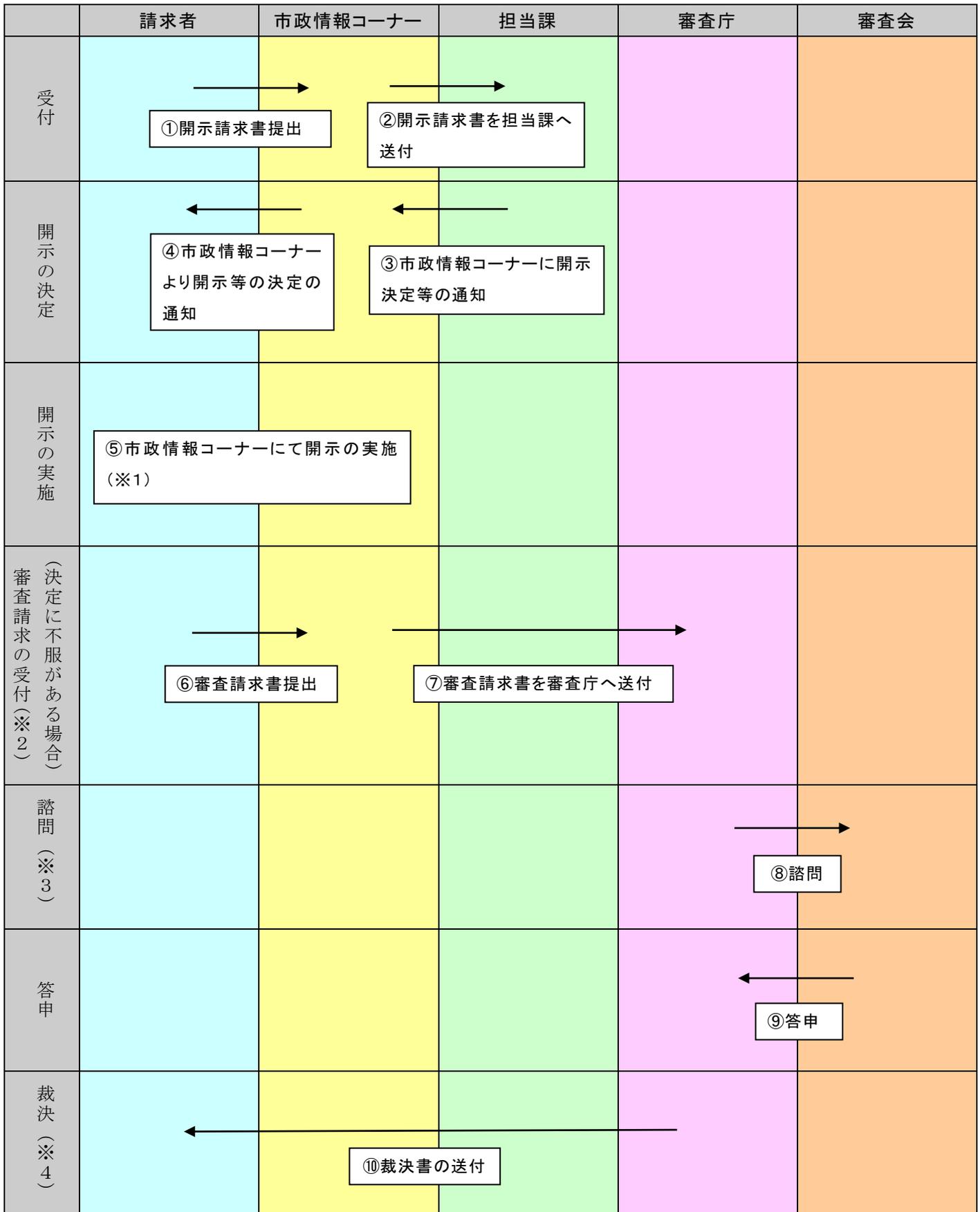


## <行政文書の開示請求の流れ>



- ※1 郵送にて開示することも可能です。(郵送の場合は、④の決定通知を送付する際に手続を案内します。)
- ※2 決定内容に不服がない場合は、⑤にて手続は完了となります。
- ※3 審査請求の内容によっては、審査会に諮問せずに却下又は認容の裁決を行うことがあります。
- ※4 認容の裁決が出た場合は、改めて開示等の決定を行います。